

(目的)

第1条 この条例は、男女がそれぞれ豊かな人生を送るため、特に女性が社会に進出してその能力を最大限に発揮し活躍することができるよう基本理念を定め、これを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 女性が活躍できる社会環境の整備を行うため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女が、家族や地域社会の絆を大切にし、人生の各段階における生活の変化に応じて、それぞれが有する能力を最大限に発揮することで、充実した職業生活、その他の社会生活を営むとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、協働することができる社会を実現すること。
- (2) 妊娠、出産、育児、介護等を理由として退職を余儀なくされることがない雇用環境の推進及びそれらを理由として退職した者の円滑な再就職の促進等を行うことにより、女性の就業率の向上を図り、更には社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の増加を図ること
- (3) 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の基本理念に配慮すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備及びその他の労働者が職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境の整備を行うことにより女性が活躍できる社会環境の整備に資するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策に協力するものとする。

(意見聴取)

第6条 市は、女性が活躍できる社会環境の整備に関する施策の策定にあたっては、学識経験者、労働者、事業者その他の関係者の意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。